

地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ

# 宅建あおもり

2025

9

September

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 青森本部  
<http://www.aomori-takken.or.jp>  
令和7年9月15日発刊(隔月刊)

ハトマークサイト青森  
人と住まいを、笑顔でつなぐ。

Vol.225

## 青森県宅建協会 テレビCM



青森テレビにて 9月、10月放送!

- ・柴田龍太郎顧問弁護士 紙上研修
- ・空き家相談会開催について
- ・つがる弘前支部 献血活動において青森県知事感謝状授与

むつ市／旧大湊水源地水道施設  
(日本最古のアーチ式ダム)



宅建協会

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

## CONTENTS

空き家相談会開催について	1
柴田龍太郎顧問弁護士 紙上研修	2
青森県宅建協会及び全宅管理青森県支部合同研修会のご案内	4
法定講習会の開催日程について	4
宅地建物取引士賠償責任保険について	5
令和7年度 一定課程研修会及び一般公開セミナー開催報告	6
令和7年度 ハトマーク消費者セミナー開催報告	6
本部・青森支部合同ねぶた祭協賛報告	7
八戸支部 第2回一般公開セミナー開催報告	7
青森県知事より感謝状	8
つがる弘前支部 「献血活動」開催報告	8
【全宅連】提携大学企業推薦入試のお知らせ	9
新入会員紹介	10
会員異動状況	11
協会の主な活動記録	12

会員の皆様におかれましては、全宅連「ハトサポ」からログインし、不動産情報流通システムから、各種設定に入ると会員店情報を入力することができます。一般消費者への有効な自社のPRになりますので、是非ご活用下さい。(写真で自社の営業内容等をPRできます)

### 不動産物件を探すなら



ハトマークサイト青森

人と住まいを、笑顔でつなぐ。

<http://www.hatomarksite.com/search/aomori/>

ハトマークサイト青森 検索

## 宅建協会へご入会を!!

### 【豊富で多彩な会員メリットの数々】

宅建協会は、青森県が唯一設立許可した宅地建物取引業者による団体で、県内の約8割の業者が宅建協会のメンバーです。

- ・宅建協会に入会することは、社会的信用の獲得につながります。
- ・広報誌の配布、各種研修会の実施、レインズシステムの利用等、営業活動を強力にサポートします。
- ・消費者とのトラブルに対し、公正な立場で解決のバックアップをします。
- ・営業保証金1,000万円のかわりに弁済業務保証金分担金60万円で営業を開始できます。

■詳しくは、宅建協会本部まで。TEL 017-722-4086

### ハトマークバッジを着用しましょう

我々会員のシンボルマーク「ハトマークバッジ」を着用しましょう。特に、各種会合等で着用し、ユーザーにPRを図りましょう。ハトマークバッジは、各支部で販売しております。

相談無料



# 空き家相談会開催

宅建士、建築士、司法書士の相談員が中立的な立場で相談に応じます

※事前予約推奨(予約なしでもできる限り受付いたしますが、お待ちいただく場合がございます)

少子高齢化社会の進展などを背景に空き家や空き地が増えておりますが、所有されている方も空き家等の管理や活用方法について悩みを抱えていることが多いと思います。

当協会では、不動産の一般相談も含む「空き家相談会」を各地域において開催致します。

「空き家・空き地」の売買・賃貸・管理・リフォーム・相続等でお困りの方は、お近くの相談会にお越し下さい。

## 令和7年度(開催場所・日時)

弘前会場	五所川原会場	下北むつ会場	十和田会場
11月1日(土) 10:30～14:00  ヒロ口 3階 多世代交流室1	11月1日(土) 10:30～14:00  五所川原市民 学習情報センター	11月1日(土) 10:30～14:00  むつ来さまい館	11月2日(日) 10:30～14:00  市民交流プラザ トワーレ
三沢会場	黒石会場	青森会場	八戸会場
11月3日(月・祝) 10:30～14:00  三沢 シティホテル	11月22日(土) 10:30～14:00  わのまちセンター 2階 展示室	11月24日(月・祝) 10:30～14:00  アスパム 5階 白 鳥	11月30日(日) 10:30～14:00  はっち 1階 シアター (八戸市共催)



地域に寄り添うベストパートナー、ハトマークグループ  
公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 青森県不動産会館  
TEL:017-722-4086 / FAX:017-773-5180  
<http://www.aomori-takken.or.jp/>



# 柴田龍太郎顧問弁護士 紙上研修

令和7年6月1日から懲役刑・禁錮刑が拘禁刑に統合されました

1

宅建業法の中にも次の表のように懲役刑が規定されていますが、令和7年6月1日から拘禁刑に一本化されました。但し、拘禁刑が言い渡されるのは令和7年6月1日以後の犯罪行為についてであり、令和7年5月31日までに実行された犯罪行為については、たとえ判決が6月1日以降でも、従来の懲役、禁錮が適用されます（罰則の適用等に関する経過措置第441条1項）。

罰則	主な違反行為
3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科（第79条）	①「不正の手段」により免許を受けた者（第3条第1項違反） ②「無免許」で事業を営んだ者（第12条第1項違反） ③「名義貸し」により他人に宅地建物取引業を営ませた者（第13条第1項違反） ④「業務停止処分命令」に違反して事業を営んだ者（第65条第2項または第4項違反）
2年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金またはこれらの併科（第79条の2）	重要な事実についての「告知義務」に違反した者（第47条第1号違反）
1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科（第80条）	「不当に高額の報酬」を要求した者（第47条第2号違反）
6ヶ月以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはこれらの併科（第81条）	①「営業保証金」の供託届前に事業を開始した者（第25条第5項（第26条第2項《事務所新設の場合の営業保証金》の場合を含む）違反） ②「誇大広告の禁止規定」に違反した者（第32条違反） ③「不当な履行遅延の禁止規定」に違反した者（第44条違反） ④手付貸与等による「契約締結の誘因禁止規定」に違反した者（第47条第3号違反）

2

## 一本化される理由

懲役と禁錮は受刑者の自由を拘束する自由刑ですが、「懲役」には刑務作業を行うことが義務付けられているのに対し（改正前の刑法12条2項）、「禁錮」は、刑事施設に拘置するとあるだけで刑務作業は義務付けられていません（同法13条2項）。

これは、一般的に、「懲役」が殺人・強盗・放火などの破廉恥犯に対する刑罰であるのに対し、「禁錮」が政治犯や過失犯などの非破廉恥犯に対する刑罰として、その名誉を重んじる処遇を行うべきであると考えられてきたことによる違いとされています。

しかし、禁錮受刑者が刑務作業を行いたい旨を申し出た場合に刑事施設長はこれを許すことができ（請願作業）、禁錮受刑者の約8割が請願作業に従事していることから、「懲役」と「禁錮」を分ける実益は乏しいのではないかと指摘されてきました。

さらに、受刑者の高齢化が進み、体力や認知機能が衰え、通常の作業が難しい受刑者が増える一方で、若年受刑者も含めて作業時間の確保に縛られ、再犯防止に必要な指導や教育を受ける時間が限られてしまう課題も指摘されていました。

また、2015年（平成27年）に選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを踏まえ、少年法の適用対象年齢について検討が行われた際、併せて、再犯防止対策の一環としての犯罪者処遇の在り方、特に若年者の処遇の充実についても検討が行われました。

2017年（平成29年）2月9日、法務大臣は法制審議会に対し、「非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方」等について諮問しました。

この諮問を受け、同審議会に設置された「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会」は、同年3月から2020年（令和2年）9月まで3年以上にわたり審議を行い、答申案を取りまとめ、同年10月29日に法制審議会より法務大臣に対し答申がなされました。

答申においては、犯罪者に対する処遇を一層充実させるため、懲役と禁錮を新たな自由刑として単一化するとともに、新たな自由刑においては、改善更生を目的として、必要な作業及び指導を行うことを可能とする等について法整備その他の措置を講ずるべきとされました。

そこで、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代わるものとして、拘禁刑が創設されましたが、拘禁刑は、刑事施設に拘置し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるとするとされました（改正後の刑法12条関係）。

### 3

## 今後の刑の種類

1907年の現行刑法制定後、初めての刑の種類の変更です。改正後は、「死刑」「拘禁刑」「罰金」「拘留」及び「科料」が刑法上の主刑の種類となり、刑の輕重も同順のとおりとなりました。

上記に併せて、現行の刑法中の無期懲役及び無期禁錮は「無期拘禁刑」に、有期懲役及び有期禁錮は、「有期拘禁刑」に改められます。なお、その他の法律において規定されている「懲役」、「禁錮」及び「懲役又は（若しくは）禁錮」も、上記同様に改められます。有期拘禁刑の上限・下限は現在の有期懲役刑と同様であり、1月以上20年以下で（同法12条1項）、死刑又は無期拘禁刑を有期拘禁刑に減輕する場合にはその長期を30年とし（同法14条1項）、併合罪等で有期拘禁刑を加重するときは30年まで上げることができ、減輕する場合は1月未満に下げができると規定されています（同条2項）。

### 4

## 免許取消・資格消除事由の留意点

宅建業者の役員又は政令で定める使用人あるいは取引士が拘禁刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である場合、また宅建業法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。第18条第1項第7号及び第52条第7号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者となった場合は、宅建業者の場合は免許取消、取引士の場合は資格消除になるので注意が必要です。



# 青森県宅建協会・全宅管理青森県支部 合同研修会 賃貸不動産管理業研修会

会員向け

賃貸不動産管理業に関する正しい知識を学び、トラブルの未然防止を図るため、  
宅建協会会員及び全宅管理会員を対象とした研修会を開催いたします。

## 1億総おひとりさま時代到来～高齢者トラブル予防策～

- 新規に高齢者に貸さなくても、今いる入居者が必ず高齢者になる
- 建物も家主も高齢になる
- 困ったことが起こる前に、トラブルを避ける方法教えます！

日時 令和7年 10月3日(金) 13:00~15:00

会場 ホテル青森 3階【はまなすの間】

※事前予約必要

講師 おおた がき あやこ  
太田垣 章子 氏



### 法定講習会の開催日程について



宅建業に従事している  
宅建士の方

宅地建物取引士証の有効期限が切れると、新たに交付を受けるまでの期間、宅建士としての業務に従事することはできませんので、有効期限内に更新のための法定講習を受講する必要があります。

#### 申込み必要書類

- 宅地建物取引士証交付申請書
- 同一の顔写真 3枚 (カラー 3cm×2.4cm)  
(「顔の大きさ約2cm」)
- 受講票
- 法定講習会受講申込書
- 証申請手数料 4,500円  
受講料 12,000円  
合計 16,500円

実施日	時間	開催地	会場
令和7年5月8日(木)	9:30~16:40	青森市	(終了)
令和7年8月21日(木)	9:30~16:40	弘前市	(終了)
令和7年11月13日(木)	9:30~16:40	青森市	ホテル青森
令和8年2月19日(木)	9:30~16:40	八戸市	八戸プラザホテル

お申込み先及びお問い合わせ先 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会

〒030-0861 青森市長島3丁目11-12 TEL 017-722-4086 URL <http://www.aomori-takken.or.jp/>

会員限定の保険



# 宅地建物取引士 賠償責任保険

宅地建物取引に関する苦情や紛争のうち、およそ3分の1が  
重要事項説明についてです。

(出典：RETIO.NO.115 2019年秋号 国土交通省  
土地建設産業局 不動産業課 不動産業指導室 作成資料)

複雑で項目が多い重要事項説明書。記載ミスなど  
による損害賠償は高額訴訟にも発展します！



宅地建物取引業協会では、会員限定で  
「宅地建物取引士賠償責任保険」のご案内をしております。



## 補償内容

- ①重要事項の説明等(宅地建物取引業法第35条に定める)
- ②書面の交付(宅地建物取引業法第37条に定める)
- ③退職した宅建士が退職後5年以内に受けた損害賠償請求
- ④宅地建物取引業法第2条に定める代理・媒介業務
- ⑤業務中の自転車加害事故

宅建士1名あたり年間保険料 7,000円で重要事項説明や書面の  
交付など、上記の5つのリスクに備えることが出来ます！

ご契約をご希望の場合は下記取扱代理店までお問い合わせください！

※このチラシに記載されている宅地建物取引士賠償責任保険はあくまで概要を説明したものです。詳細につきましては取扱代理店のホームページおよびパンフレットをご参照ください。

説明のご依頼など下記にご記入の上、FAXをお願いします。【FAX: 03-3239-7540】

お申込会社様	会社名(屋号)			
	ご住所	〒		
	ご連絡先			
	ご担当者名			
	ご依頼内容	<input type="checkbox"/> すぐに開始したい <input type="checkbox"/> 資料郵送希望 <input type="checkbox"/> 電話連絡希望		

●契約者および被保険者は、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

■取扱代理店



株式会社宅建ブレインズ 東京都千代田区飯田橋3-11-14 GS千代田ビル5階  
TEL: 03-3234-0699 (保険部) 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社

宅建ブレインズ [takken-b.co.jp](http://takken-b.co.jp)



SJ22-11007 (2022/11/29)

令和7年度

## 一定課程研修会 一般公開セミナー 開催報告

令和7年度の一定課程研修会3会場（青森、弘前、八戸）がすべて終了致しました。

今年度の研修の第一部では、今年度より当協会と顧問契約させていただいた柴田龍太郎弁護士をお招きし、マイナンバー・個人情報保護・ハラスメント等を含む5つのテーマでご講演いただきました。

第二部は、産業廃棄物の適正な処理について、青森県環境エネルギー部資源循環推進課の担当者よりご講演いただきました。

一定課程研修会は、宅建業の免許更新の際に県所管課指導の下、研修会受講済の証明書を添付することになっており、年1回必ず受講する必要性から、年3回同じ内容で実施しております。今年度受講できなかった会員の方は、来年度必ず受講致しますようお願いします。

また、一般公開セミナーも同時開催しており、消費者の方の参加もお待ちしております。

来年度も開催する予定となっておりますので、日程等が決まりましたら、会報及びホームページにてお知らせ致します。

	会 場	開 催 日	受講者数
1回目	弘前市	令和7年7月1日(火)	122名
2回目	八戸市	令和7年7月10日(木)	228名
3回目	青森市	令和7年8月18日(月)	148名

【テーマ】 第1部 マイナンバー・個人情報保護・ハラスメント等  
 第2部 重要事項説明編  
 第3部 定期借家の留意点  
 第4部 反社問題  
 第5部 令和7年6月1日から懲役刑・禁錮刑が  
 拘禁刑に統合されました

【講 師】 深沢綜合法律事務所 弁護士 柴 田 龍太郎 氏

【テーマ】 産業廃棄物は適正に処理しましょう！

【講 師】 青森県環境エネルギー部資源循環推進課  
 廃棄物・不法投棄対策グループ 担当者



柴田弁護士



研修会の様子

## 令和7年度 ハトマーク消費者セミナー開催報告

令和7年9月6日（土）八戸プラザホテルにおいて、一般消費者を対象としたセミナーを開催しました。今年度のセミナーも昨年に引き続き、いつどこで起きるかわからない、「災害」をメインテーマとして、第一部では八戸市 危機管理部 災害対策課 地域防災グループリーダー 川村幸男氏より「八戸市の災害への取組み～日頃からの備え～」についてご講演いただきました。

第二部では、青森県 防災士会 八戸支部 河原孝広防災士より「今できる災害への備え、今できる災害対策」について、防災ハンドブックを活用しご講演いただきました。

当日は、60名の参加があり、参加者には災害があった際に役立てていただくため、防災グッズ（9点セット）とアルファーミ（非常食1食分）をお配りしました。

参加者からは、「防災グッズを用意する良い機会となった」、「災害が起こった時のために事前に家族と話し合う良いきっかけとなった」、「防災知識をアップデートすることができた」などの感想が聞かれました。

来年度のセミナー開催日程は決まりしだい、宅建あおもりや協会HPでお知らせします。



八戸市 川村氏



防災士 河原氏

## 本部・青森支部合同ねぶた祭協賛報告

当協会では、令和7年8月2日から令和7年8月7日に開催された青森ねぶた祭に、地域社会貢献活動及びハトマークのPRのため、青森支部と合同で、毎年大型ねぶたを出陣させている青森山田学園に協賛しました。

協会の役員団として、齋藤会長、中野渡副会長、中川副会長、中井専務理事、宮本常務理事、葛西理事の6名が参加しました。

また、青森支部では青森ねぶた祭協賛事業を平成26年から11年もの長きに亘り、青森山田学園に協賛し、ハトマークのPRと会員増強の推進を図っております。

来年も協会のPRと会員の増強に繋がるよう、引き続き協賛を行って参ります。



## 八戸支部 第2回一般公開セミナー 開催報告

令和7年7月24日(木) 16時より、八戸パークホテルにおいて、一般消費者及び所属会員を対象とした「第2回一般公開セミナー」を開催しました。

今回のセミナー参加者は、会員及び従業者54名・一般6名 計60名の参加となりました。

### 第1講 防犯講話

講師：八戸警察署 警備課 課長 吉田亮一郎 氏



吉田氏

### 第2講 居住支援セーフティネット法について

講師：(一社)日本サンライフ終身身元保証協会 事務局長 大西由里英 氏



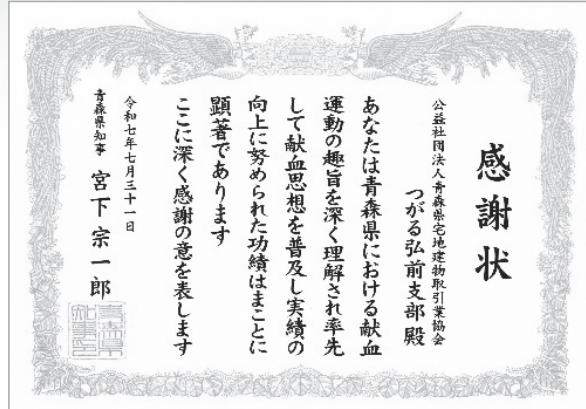
大西氏

お忙しい中、ご参加いただきありがとうございました。今後も皆様のお役に立つ情報を随時発信していく予定ですので、多くの方のご参加をお願い申し上げます。

# 青森県知事より感謝状

令和7年8月25日に開催された令和7年度青森県献血推進事業表彰式において、今年も青森県知事感謝状贈呈団体に選ばれました。

長年にわたる献血活動の功績が認められ、とても喜ばしいことあります。



## つがる弘前支部 「献血活動」開催報告

令和7年9月6日(土) さくら野百貨店弘前店で献血活動を行いました。今年で15回目となります。朝夕涼しくはなりましたが、日中は残暑厳しい中での活動となりました。

受付人数は46名。その内、400ml採血をされた方が37名と200ml採血が2名という結果で、残念ながら目標人数50名には届きませんでした。ご協力下さった皆様、大変有難うございました。献血をされた方々には、青森県赤十字血液献血センターからの記念品の他に、つがる弘前支部からもオリジナル記念品を差し上げました。会員の皆様並びにお買い物中にご協力下さった方々へ心より感謝申し上げます。

また、血液センターの皆様も大変お疲れ様でした。来年もよろしくお願ひいたします。

皆様からご協力頂いた血液は、病気や怪我の治療のための輸血用血液製剤として、患者さんのもとへ届けられます。日本赤十字社では、輸血を受けた患者さんから献血者の皆様へ全国から感謝のメッセージ「ありがとうの声」をホームページに公開しています。



# 【全宅連】 提携大学企業推薦入試のお知らせ

全宅連では明海大学不動産学部と提携し、宅建協会会員及びその子弟等を同大学に推薦する企業推薦制度を実施しております。制度開始以来、推薦した学生は約400名にのぼり、多数の卒業生が不動産業界を中心に活躍しております。

## ◆スケジュール(新入学)◆

	A日程	B日程
願書受付期間 (全宅連必着)	2025年11月1日(土) ～ 11月12日(水)	2026年2月23日(月) ～ 3月3日(火)
試験日	2025年11月23日(日)	2026年3月14日(土)
合格発表日	2025年12月1日(月)	2026年3月17日(火)

## ◆出願資格◆

明海大学不動産学部不動産学科を第一志望とし、次の①～②のいずれかに該当する資格を有し、かつ③の要件を満たす者

- ①高等学校、中等教育学校または専修学校の高等課程を卒業(修了)した者および2026年3月卒業(修了)見込みの者
- ②学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2026年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- ③全宅連傘下の都道府県宅建協会に所属している企業に勤務または就職希望で、かつ推薦を受けた者

※この入試制度で受験する場合は、入学試験要項が別途必要になります。

※出願に関するお問い合わせ及び入試試験要項の請求は、下記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせおよび入学試験要項請求先

◆明海大学 浦安キャンパス入試事務室  
〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目  
TEL: 047-355-5116(直)  
URL: <https://www.meikai.ac.jp>

◆(公社)全国宅地建物取引業協会連合会  
〒101-0032  
東京都千代田区岩本町2丁目6番3号 全宅連会館3階  
TEL: 03-5821-8112(直)

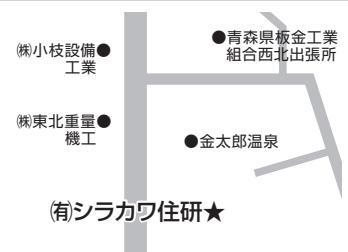


# 新入会員紹介

今後ともよろしくお願いします。



白川 順一  
《つがる弘前支部》



商号又は名称／(有)シラカワ住研  
免許番号／青森県知事(1)3684  
宅地建物取引士／白川沙織(東京)264060  
入会年月日／令和7年7月7日

五所川原市大字姥蒔字桜木370-3  
TEL.0173-34-6806  
FAX.0173-34-6808  
入会年月日／令和7年7月7日



紺野 健治  
《三十むつ支部》



商号又は名称／(有)コンノ  
免許番号／青森県知事(1)3688  
宅地建物取引士／紺野健治(東京)189532  
入会年月日／令和7年8月25日

むつ市本町1-10  
TEL.0175-22-4782  
FAX.0175-22-9223  
入会年月日／令和7年8月25日

## 8月末 支部別会員数

青 森	八 戸	つがる弘前	三十むつ
160(13)	129(13)	141(9)	121(5)
合 計			551(40)

( )内は従たる事務所

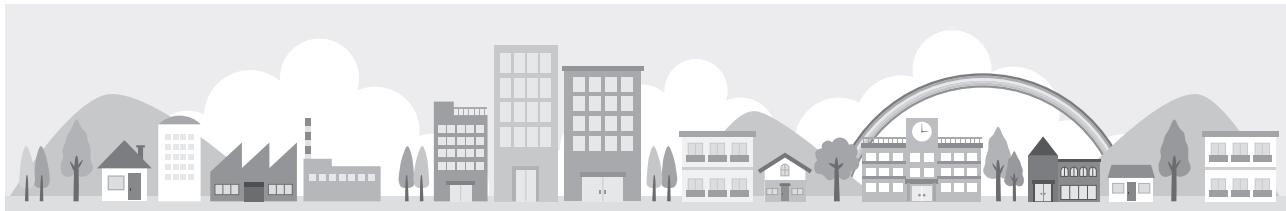
## 会員退会状況

### 退会者

年月日	所属支部	商号又は名称	事務所所在地	代表者名
7年 6月30日	三十むつ	大和工業(株)	三沢市松園町2-6-20	山本 清美
7年 7月24日	つがる弘前	(同)TOMOSWAY	弘前市早稲田3-1-2 サンリヨウビル203号	古川 元春
7年 8月20日	つがる弘前	(同)みちのく不動産	青森市浪岡大字浪岡字細田147	塩崎 角永

### 会員権承継

年月日	所属支部	新免許番号	商号又は名称	承継の事由	旧免許番号
7年 7月22日	八 戸	青森県知事(1)3686	(株)秀和住研	大臣→知事	国土交通大臣(3)8060



## 会員異動状況

年月日	所属支部	商号又は名称	変更事項	変更後	変更前
6年 7月 2日	つがる弘前	タマホーム(株)弘前店	政令使用人	寺口 健太	大竹 佑弥
6年10月24日	青 森	東北ミサワホーム(株)青森支店	宅建士	(減員)	三浦 景(宮城)8119
7年 4月 1日	一	東北ミサワホーム(株)	代表	古屋 保巳	川邊進太郎
7年 5月 1日	青 森	タマホーム(株)青森店	宅建士	小西 諒佑(岩手)5626	高橋 寛子(青森)5791
7年 6月 1日	青 森	(株)青森建設工業社	代表	松本 大器	松本 孝
7年 6月 8日	三十むつ	東北不動産販売(株)	政令使用人	高橋 遼	西館 芳信
7年 6月20日	青 森	(株)サンクリエイトホーム	政令使用人	(減員)	山崎 英治(青森)4091
			宅建士		
7年 6月30日	青 森	(株)常口アトム青森	宅建士	(減員)	高橋 哲也(石狩)21530
	八 戸	(株)ロゴスホーム ロゴスホーム八戸	宅建士	(減員)	小野木彩乃(石狩)23843
7年 7月 7日	つがる弘前	(株)カチタス弘前店	宅建士氏名	古川 怜奈(東京)294315	伊藤[古川]怜奈(東京)294315
	三十むつ	南部不動産	事務所所在地	十和田市大字相坂字高見57	十和田市東十四番町47-15
7年 7月31日	三十むつ	蹴揚建設(株)	宅建士	(減員)	志田 政義(青森)4104
7年 8月13日	つがる弘前	サンライズ建設(株)	宅建士	(減員)	三崎ひろ子(青森)5421
7年 8月14日	青 森	(株)サンクリエイトホーム	政令使用人	三崎ひろ子	(増員)
7年 8月22日	青 森	(株)サンクリエイトホーム	宅建士	三崎ひろ子(青森)5421	(増員)

## 従業者異動状況

### 採 用

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
7年 4月 5日	青 森	タマホーム(株)青森店	小西 諒佑(13047619)
		タマホーム(株)八戸下田店	小野寺健司(22112234)
7年 5月12日	青 森	タマホーム(株)青森店	永井 雄大(25043508)
7年 6月 1日	八 戸	(有)白銀不動産	山部 琴実(250616)
7年 7月 1日	つがる弘前	(株)太陽地所	坂上 謙太(2507A73)
7年 7月 7日	八 戸	(株)三興トラスト	大堀 義宗(250704)
7年 7月21日	三十むつ	(株)小坂工務店 アバマンショップ三沢	小形 安未(2507B20)

### 退 職

年月日	所属支部	商号又は名称	従業者氏名(証明書番号)
7年 3月31日	三十むつ	ハウジングみさわ(株)	富田 和美(111103)
7年 4月30日	青 森	タマホーム(株)青森店	大久保健太(08095122)
7年 7月20日	青 森	(株)リノベアーズ	千葉 翔真(250104)
7年 7月31日	八 戸	(株)大邦住建	畠中 陽子(060504)
7年 8月 1日	つがる弘前	(株)太陽地所	渋谷 和馬(1904A54)
7年 8月18日	つがる弘前	(株)ロック宅建事務所	山内 大輝(250526)

## 訃 報

八戸支部 小笠原 正行 氏

謹んでご冥福をお祈り申し上げます



## 協会の主な活動記録

### 協会二団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場所
令和7年 7月 1日	一定課程研修会及び一般公開セミナー（弘前会場）	弘前市 弘前パークホテル
7月10日	一定課程研修会及び一般公開セミナー（八戸会場）	八戸市 八戸プラザホテル
8月18日	一定課程研修会及び一般公開セミナー（青森会場）	青森市 ホテル青森
8月21日	法定講習会（弘前会場）	弘前市 弘前パークホテル
8月25日	第3回企画情報委員会	青森市 県不動産会館（Web併用会議）

### 他団体関係

年月日	会議・行事等の名称	場所
令和7年 7月18日	令和7年度東北地区土地政策推進連携協議会講演会	(Web会議)
7月22日	東北地区不動産公正取引協議会総会	宮城県 メトロポリタン仙台
8月 8日	北海道・東北・甲信越地区連絡会第1回運営協議会	(Web会議)
8月26日	第3回試験事務説明会	(Web会議)

会員限定

## メルマガ配信やってます！



業法改正やセミナーの案内など、最新の情報をいち早くお届けしています。

配信を希望の方は、協会本部までご連絡下さい。

お問い合わせ

公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会  
TEL 017-722-4086 E-MAIL [info@aomori-takken.or.jp](mailto:info@aomori-takken.or.jp)

### ■旧大湊水源地水道施設（表紙）

明治42年（1909）10月に竣工したこの堰堤は、旧海軍大湊要港部水道施設の中心をなすものであり、昭和21年からは大湊町に引き継がれ、昭和51年まで使用されていたものである。

釜臥山を源流とする宇田川をせきとめるもので、堤高7.9m、堤長26.5mという小規模なものながら、日本で初めて試みられた厚アーチ式石造堰堤である。

躯体に設けられた4口の溢水口は美しい櫛型アーチで構成され、そこから水の流れ落ちる光景は格別のものがある。

（青森県庁HPより）

先日、八戸支部で行われた住宅セーフティネットのセミナーについて少し触れたいと思います。

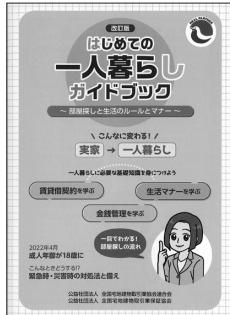
今年の10月1日より、住宅セーフティネット法が一部改正され、高齢者や低所得者、外国人等の住宅確保要配慮者への支援がさらに拡充されます。

私の周りでも、最近特に、お年寄りの一人暮らしや、外国人の方がアパートに入居出来ずに困っている、という話をよく耳にします。

今後は、賃貸保証会社、宅建業者が連携し、要配慮者への支援を行なうことが、入居者・大家の両者のメリットにつながることだと思います。

我々の業界も、時代の変化に合わせて、変容していく時なのかも、しません。

企画情報委員 小田山 紀暢



## 大学・高校等関係者のみなさまへ はじめての一人暮らしガイドブック寄贈のご案内

部屋探しから入居までの流れはもちろん、賃貸借契約時に必要な法律知識や金銭管理に関する情報、基本的な生活マナー、そして緊急時の対処法まで各プロセスごとに分かりやすく紹介しています。これからはじめて一人暮らしを始める方へのガイドブックとして、ぜひご活用ください。

ガイドブックの寄贈を希望される方は、以下までご連絡ください。

(公社) 青森県宅地建物取引業協会 【お電話】017-722-4086 (平日9時～17時)



### ロゴマークに込められた想い

50年以上にわたり、ハトマークグループは不動産業界の健全な発展のために歩んできました。そして今、私たちは「ハトマーク」の持つ意味や物語を改めて見つめ直し、その思いを次の世代へつないでいけたらと考えます。

2羽のハトは、会員とお客様。

全国10万社に上るグループ会員と、その先にいる地域の人々が確かな信頼でつながり、ともに繁栄していくように。

赤色は、大陽。

ハトマークグループは、地方にいる小さな会社たちの手ではじまり、すべての都道府県へと広がってきました。一社でできることは小さくとも、ちからを合わせれば大きな輝きに。

緑色は、大地。

一人ひとりの大切な土地を扱う、不動産というかけがえのない仕事。業界の品質向上に努めるとともに、地域に根差した活動を重ね、人々の暮らしを豊かに育んでいきます。

白色は、取引の公正。

誰もが安心して暮らし、大切な住まいを守れるように。公正で安全な宅地建物取引をすべての地域へと広げていきます。

このハトマークが、信頼と安心の証となり、かかわるみんなを笑顔にしていく。どのように時代が変わっても、変わることのない私たちの願いです。



公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会  
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会青森本部  
青森市長島三丁目11番12号 TEL017-722-4086(代)

# 不動産キャリアパーソン

受講の  
ご案内

## 不動産キャリア パーソンとは

- 不動産取引『実務』の基礎知識修得に重点を置いた通信教育資格講座です。
- 物件調査や契約の基本など、実際の取引実務で必要となる知識を取りの流れに沿って体系的に学習いただけます。
- 修了試験に合格した宅地建物取引業従業者は、全宅連へ資格登録いただくと資格登録証が発行されます。

## 受講の流れ

### 1 受講申込

#### 受講対象

代表者や宅地建物取引士だけでなく、一般従業者、消費者や学生、従事予定者を含め、どなたでも受講いただけます。

#### 申込方法

- 受講申込書にご記入ください。ご記入後は、受講料を添えて最寄りの都道府県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」）へお申し込みください。
- インターネットからのお申し込みの場合は、別途事務手数料が発生します。



### 2 教材到着、修了試験日程・会場の指定

受講期間は、教材一式・受講票ハガキの到着から12か月間です。受講期間中に修了試験に受験いただきますが、各試験会場は、お席に限りがありますので、教材到着後、先に試験の日程・会場の指定をお勧めします。

試験日・会場の指定は、インターネットから行えます。その際に受講票ハガキに記載の「ID・パスワード」の入力が必要です。

### 3 学習

2で指定された試験日に向けて、各自学習を行ってください。学習方法は、テキスト学習が基本ですが、テキスト学習の補助として、インターネットからテキストの解説講義動画をご覧いただけます。

### 4 修了試験

修了試験は、試験会場のパソコンを使用して行われます。

試験問題	4肢択一試験、全40問
試験時間	60分間
合格基準	40問のうち7割以上の正答
試験会場	47都道府県の日建学院校舎
試験日	各都道府県月1回以上開催

### 5 合格・資格登録

合格者には、『不動産キャリアパーソン合格証書』が発行されます。さらに合格された宅建業従事者は、全宅連に資格登録申請されると、『不動産キャリアパーソン資格登録証』とカード入れとしてもお使いいただけるネックストラップが送られます。



#### 入門編

##### 単元名

第1編 不動産キャリアパーソンとしての大切な心構え

#### 実践編

##### 単元名

第2編 物件調査・価格査定

##### 単元名

第3編 不動産広告

##### 単元名

第4編 資金計画

##### 単元名

第5編 契約の基本

##### 単元名

第6編 既存住宅の取引に関する業務と知識

##### 単元名

第7編 賃貸管理業務

##### 単元名

第8編 業務に関連する知識

主催 公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館

お問い合わせ先 公益社団法人青森県宅地建物取引業協会  
青森市長島三丁目11番12号 TEL 017-722-4086  
<http://www.aomori-takken.or.jp>



協会本部

つがる弘前支部

八戸支部

AED(自動体外式除細動器)を設置しております。

